

久喜市議会

令和 8 年 9 月定例会議追加議案

(令和 8 年 1 0 月 5 日上程)

議 案 目 録

議案第 5 5 号	久喜市人権擁護委員の推薦につき意見を求める ことについて	1
報告第 3 6 号	専決処分の報告について（器物破損事故による 損害賠償の額を定めること）	2

議案第 5 5 号

久喜市人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

久喜市人権擁護委員として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所 久喜市菖蒲町小林3148番地

氏 名 はら 原 しょう 莊 こ 子

生年月日 昭和33年9月20日

令和 8 年 1 0 月 5 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

提案理由

久喜市人権擁護委員原莊子の任期が令和8年12月31日で満了となるため、後任を推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

報告第 3 6 号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和 8 年 1 0 月 5 日提出

久喜市長 貴 志 信 智

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 181,577 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

令和8年8月10日午前8時50分頃、久喜市立本町小学校敷地内において、会計年度任用職員が学校環境整備のため、電動草刈り機で除草していたところ、石が飛び、敷地内駐車場に停めてあった相手方の車の窓ガラスを破損させた。

令和8年9月17日

久喜市長 貴 志 信 智